

徳島県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
平島上土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	織原秀夫	織原秀夫	阿南市那賀川町三栗二二一
同	古川 等		上福井堂免二一
同	平田一秀	平田一秀	古津二四三一
同	浜田良則		赤池一一二
同	織原 肇		三栗八一
同	森本 巖	森本 巖	六六
同	高野哲郎		一五 二
同	森 保裕		古津二一一
同	井澤 剛	井澤 剛	上福井堂免一四二
同	福田安一		大京原三九二六
同	津田茂樹		古津三一
同	長尾博行	長尾博行	一一三
同	福島一幸	福島一幸	大京原四七四二
同	濱田洋次		赤池一一
同	佐藤博計	佐藤博計	苅屋四三九
同	小西時雄		三五 一
同		井上和久	三栗九五 一
同		財前久枝	古津三七七 二
同		瀬川陽一	上福井高福井三四
同		井澤専市	赤池六一 三
監事	安田泰二郎		古津一四三
同	大西俊之		三栗 一
同	林 和裕	林 和裕	大京原二九 一
同		坪井洋幸	古津二二六